

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

寒川町指令環第 29 号

住 所 川崎市川崎区鋼管通 2 丁目 2 番 2 号

氏 名 日本ダスト株式会社

代表取締役 吉野 建介

電話 044-333-9458

平成 30 年 6 月 1 日に申請のあった 一般廃棄物処理業 については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次の  
とおり許可する。

営業の種別	一般廃棄物処理業 (収集・運搬)
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
営業所の所在地及び名称	寒川町一之宮 4 丁目 9 番 7 6 号 日本ダスト株式会社
営業区域 対象事業所	寒川町内全域
営業許可期間	平成 30 年 7 月 1 日 から 平成 32 年 6 月 30 日 まで
条 件	裏面のとおり

平成 30 年 6 月 11 日

寒川町長 木 村 俊 雄



# 許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年条例第1号)及びつぎの事項に従い、その業務を自らの責任において適正に執行すること。
2. 事業計画書に基づく事業者から排出される一般廃棄物のみ焼却処分を認める。
3. 法第7条の2第1項の規定による事業範囲を変更するときは、あらかじめ許可を受けなければならない。
4. 法第7条の2第3項の規定による事項を変更するときは、変更届を出さなければならない。
5. その他の申請書記載事項に変更があった場合は、すみやかに報告すること。
6. 一般廃棄物の業務に関する帳簿を備え、処理について環境省令で定める事項を記載し保存すること。
7. この前月分の処分の実績を翌月10日までに報告すること。

この写しは証明に用いることはできません